

○筑波大学における特別の課程の編成に関する規則

平成21年1月15日
法人規則第3号
改正 平成22年法人規則第4号
平成23年法人規則第41号
平成23年法人規則第65号
平成25年法人規則第9号
平成30年法人規則第32号
平成31年法人規則第35号
令和2年法人規則第9号
令和6年法人規則第26号
令和6年法人規則第62号

筑波大学における特別の課程の編成に関する規則

(趣旨等)

第1条 この法人規則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第24条の2第2項及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号）第26条の3第2項の規定に基づき、筑波大学（以下「本学」という。）における本学の学生以外の者を対象とした特別の課程（以下「特別の課程」という。）の編成等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 特別の課程の編成等については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この法人規則の定めるところによる。

(特別の課程の編成)

第2条 特別の課程は、本学が開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

(編成要件)

第3条 学群、学術院又は教育研究施設（以下「編成組織」という。）が、特別の課程を編成するときは、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、単位の授与の有無、実施体制その他本学が必要と認める事項を定めていること。
- (2) 特別の課程は、講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成されており、総時間数が60時間以上であること。
- (3) 特別の課程に授業科目が含まれる場合には、当該授業科目を履修する学生数等を考慮して、定員を設定すること。
- (4) 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）又は専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に定めるところによるものであること。

(実施手続)

第4条 編成組織が、特別の課程を編成しようとするときは、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群又は医学群にあっては学類教育会議及び学群運

営委員会、体育専門学群、芸術専門学群又は学際サイエンス・デザイン専門学群にあっては専門学群教育会議、学術院にあっては学術院運営委員会又は教育研究施設にあっては運営委員会（以下「教育会議等」という。）の議を経て、別記様式第1号の特別の課程実施申請書（以下「実施申請書」という。）を、学長に提出するものとする。

- 2 前項の実施申請書を受理した学長は、学群教育会議又は大学院教育会議の意見を聴いて、実施を承認するものとする。
- 3 編成組織は、特別の課程の編成内容を変更する場合にあっては実施計画書を、特別の課程を廃止する場合にあってはその旨を記載した任意の様式を、教育会議等の議を経て、学長に提出し、その承認を得るものとする。

（担当講師）

第5条 特別の課程を担当する者（次項において「担当講師」という。）は、本学の大学教員とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、本学の職員又は学外の有識者に担当講師を委嘱することができる。

（履修資格）

第6条 学群が編成する特別の課程を履修することができる者は、筑波大学学群学則第9条各号のいずれかに該当する者とする。

- 2 学術院が編成する特別の課程を履修することができる者は、筑波大学大学院学則第12条各号、第13条各号又は第14条各号のいずれかに該当する者とする。
- 3 教育研究施設が編成する特別の課程を履修することができる者については、特別の課程ごとに学群教育会議又は大学院教育会議の意見を聴いて、学長が決定する。

（履修の志願等）

第7条 特別の課程の履修を志願する者（次条において「志願者」という。）は、別に定める特別の課程履修願書に、次に掲げる書類を添えて、編成組織の長に願出するものとする。

- (1) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (2) その他編成組織の長が必要と認める書類

（履修者の決定等）

第8条 前条の願出を受理した編成組織の長は、教育会議等の議を経て、特別の課程の履修の可否を決定し、その結果を志願者に通知するものとする。

（修了認定等）

第9条 特別の課程の修了の認定は、編成組織の教育会議等の議を経て、学長が行う。

- 2 特別の課程を修了した者には、別記様式第2号の履修証明書を交付する。

（単位の授与）

第9条の2 学群又は学術院が編成する特別の課程を履修した者には、所定の単位を授与することができる。

（受講料）

第10条 第8条の規定により特別の課程の履修を許可された者（以下「履修許可者」という。）は、所定の期日までに、法人規程で定める受講料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。

（履修許可者の情報の管理）

第11条 特別の課程を編成した編成組織は、履修許可者の履修の記録その他の記録を作成し、管理しなければならない。

（名称等の公表）

第12条 編成組織が特別の課程を編成する場合には、第3条第1号に規定する事項をあらかじめ公表するものとする。

（法人規則等の遵守）

第13条 履修許可者は、国立大学法人筑波大学の法人規則等（次条において「法人規則等」という。）を遵守しなければならない。

（その他）

第14条 履修許可者については、この法人規則に定めるもののほか、必要な事項については、筑波大学学群学則、筑波大学大学院学則その他の法人規則等の規定を準用する。

（雑則）

第15条 この法人規則に定めるもののほか、特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成21年1月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平22.3.19法人規則4号）

この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23.3.29法人規則41号）

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23.9.29法人規則65号）

この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平25.2.28法人規則9号）

この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平30.3.22法人規則32号）

この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31.2.7法人規則5号）

1 この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 この法人規則による改正後の筑波大学における特別の課程の編成に関する規則第3条第2号の規定は、この法人規則の施行の日以後に講習又は授業が開始される特別の課程から適用する。

附 則（平31.4.26法人規則35号）

この法人規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令2.2.27法人規則9号）

- 1 この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則による改正後の第9条の2の規定は、この法人規則の施行の日以後に講習又は授業が開始される特別の課程から適用する。

附 則（令6.2.22法人規則26号）

この法人規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令6.5.30法人規則62号）

この法人規則は、令和6年9月1日から施行する。

特別の課程実施申請書

編成組織等		実施責任者			
特別の課程の名称 【履修プログラム名】					
人材養成目的					
教育目標 (身に付く能力)					
内 容					
レ ベ ル	学士課程相当	大学院課程相当			
履修資格		定 員			
講 習 料		実施総時間数			
開講期間		単位授与の有無			
実施体制					
修了要件 (出席、成績 等)					
社会における当該特別の 課程の履修証明書の有効 性					
その他	各種資格の取得と連携するなど、目的内容に応じて職能団体、地方公共団体、企業等との連携が見込まれる場合は、その各種資格、団体等名を記入。				
開設科目等					
科目番号	科目名(単位数)	講習・授業形 態	時間数	担当講師	備 考

※担当教員が本学の教員以外の場合は、現職を付記すること。

※講習科目の場合、科目番号欄には(講習)、授業科目の場合は科目番号を記載すること。

※授業科目についてはシラバスを、講習科目については講義概要を添付すること。

※授与する単位数を科目名の後の括弧内に記載すること。

(講習科目の場合は、学習内容・学習時間と単位との関連が分かるものを添付すること。)

履修証明書

氏 名

年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学所定の特別の課程(〇〇〇〇プログラム・計〇〇時間)を修めたことをここに証する。

特別の課程の概要

本特別の課程は、主として〇〇である者を対象として、〇〇のような人材(能力)を養成することを目的として、〇〇、〇〇、〇〇等を内容としたカリキュラムを提供する〇〇〇〇プログラムである。

年 月 日

筑波大学長 〇〇〇〇〇 印